

三原市立小中学校及び幼稚園  
空調設備整備PFI導入可能性調査業務  
公募型プロポーザル実施要領

平成30年9月  
三原市教育委員会教育振興課

## 1 目的

小中学校及び幼稚園における学校教育環境向上の一環として、学校施設の普通教室等への空調設備整備事業を実施するにあたり、整備期間の短縮や財政負担の軽減を図るため、民間活力手法である P F I 手法を導入した場合の可能性を含めた整備手法について、検討を行う。なお、既に空調設備が設置されている学校については、その更新の要否について、検討する。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名称

三原市立小中学校及び幼稚園空調設備整備 P F I 導入可能性調査業務

### (2) 業務内容

別紙「三原市立小中学校及び幼稚園空調設備整備 P F I 導入可能性調査業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から平成 31 年 2 月 28 日まで

### (4) 委託予定金額

7,992,000 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)を上限額とする。

### (5) 支払い方法

業務完了後の一括払い

## 3 参加資格

参加資格は、単体企業で参加申請するものとし、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～32 年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿及び平成 29・30 年度三原市測量・建設コンサルタント等業務委託競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱(平成 17 年三原市要綱第 204 号)の規定に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、市税等を滞納していないこと。
- (6) P F I 導入可能性調査業務を受託した実績があり、実施体制が整っていること。

#### 4 選定スケジュール

公募開始（実施要領の公表，質問受付開始）	平成 30 年 9 月 21 日（金）
質問書・参加表明書の提出期限	平成 30 年 10 月 10 日（水）17 時
質問の回答集約分をメールで送付	平成 30 年 10 月 16 日（火）
企画提案書等の提出期限	平成 30 年 10 月 23 日（火）17 時
企画提案プレゼンテーション案内	平成 30 年 10 月 24 日（水）
企画提案プレゼンテーション実施	平成 30 年 10 月 26 日（金）
選定結果通知発送	平成 30 年 10 月 30 日（火）
契約締結及び打合せ	平成 30 年 11 月上旬

#### 5 質問受付及び回答

本実施要領及び仕様書等の内容についての質問は、「質問書」（様式第 6 号）を提出すること。

- (1) 提出期限 平成 30 年 10 月 10 日（水）17 時まで
- (2) 提出方法 「質問書」（様式第 6 号）を電子メールにより提出すること。  
なお、受信確認のため、提出した際は、電話でその旨を連絡すること。
- (3) 回答方法 提出された質問は、参加事業者に平成 30 年 10 月 16 日（火）までに社名を伏せた上で全質問に対する回答集約分を電子メールにて送付する。
- (4) 提出先 後記 12 を参照

#### 6 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 平成 30 年 10 月 10 日（水）17 時まで
- (2) 提出書類 「企画提案書等提出書類一覧及び留意事項」（別紙 2）を参照
- (3) 提出方法 持参又は郵送（必着）による。
- (4) 提出先 後記 12 を参照

#### 7 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 平成 30 年 10 月 23 日（火）17 時まで  
なお、期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (2) 提出書類 「企画提案書等提出書類一覧及び留意事項」（別紙 2）を参照
- (3) 提出方法 持参又は郵送（必着）による。
- (4) 提出先 後記 12 を参照

## 8 事業者の選定

### (1) プレゼンテーションの実施

#### ア 実施日時・場所

平成 30 年 10 月 26 日（金） 三原リージョンプラザ南館 2 階研修室

※別途正式決定し，電子メールで通知する。

#### イ 実施方法

- ・ 1 事業者につき 40 分以内（プレゼンテーション 25 分以内，質疑応答 15 分以内とする。）とする。
- ・ プレゼンテーションの出席者は 5 人以内とする。なお，説明者は，本業務の担当者とする。
- ・ 提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容については非公開とする。

#### ウ その他

- ・ プレゼンテーション時における資料の追加は認めない。
- ・ パソコン，プロジェクター，スクリーン等を使用する場合，電源，プロジェクター及びスクリーンについては市で用意するが，その他の必要機器は持参すること。

### (2) 選定方法

事業者の選定は，市が選定委員会を設置し，提出書類と提案内容のプレゼンテーションにより審査を行い，総合的に審査して市が定める選定基準により合計点数の最高得点を得た者を本業務の契約予定者とする。ただし，最高得点が同一の者が複数存在した場合は，見積金額の低い者を優先して選定する。さらに見積金額が同価の場合は，くじ引きとする。

なお，最高得点を得たものとの協議が整わない場合等契約に至らない場合は，次点者と協議を行うものとする。

また，参加事業者の提案が条件等に合わず，参加事業者全てが不適と判断された場合は，契約者はなしとする。

### (3) 選定基準

書類及びプレゼンテーションの評価は下表の基準により行う。

番号	評価項目・評価ポイント	評価点
業務実施体制・業務遂行能力に対する評価		
1	業務を確実に実施できる体制が整っているか (配置人数・配置予定者の手持ち業務の妥当性等)	10
2	業務遂行のため必要な知識を有し、業務内容に見合った受託実績があるか	10
提案内容に対する評価		
3	現状の把握、前提条件の整理方法は適切であるか	10
4	空調方式の検討を含めた事業スキームが適切に整理されているか	15
5	民間事業者の参画可能性の検討では、的確な情報が把握できる提案がなされているか	15
6	導入可能性の検討及び総合評価の方法は、適切な視点で提案されているか	15
7	事業化に向けた適切な事業実施スケジュールが提案されているか	10
8	要求水準書(案)等の作成について、民間事業者の創意工夫を引き出すノウハウを持っているか	10
配置予定者のプレゼンテーション能力		
9	提案内容・質疑応答が論理的で納得できるか(説得力)	5
業務費用の評価		
10	加算点=30×(1-見積金額/本業務の予算額) (有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位を四捨五入する。)	30

### (4) 結果の通知

選定結果は、全ての参加事業者に文書で通知する。

なお、選定結果等についての問い合わせには応じられない。

## 9 契約の締結

前記8により委託業務の候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。

辞退その他の理由(契約締結までに前記3の参加資格を満たさなくなった場合又は次項10に該当する事実が判明した場合等)で契約できない場合、次点の者と契約の交渉を行う。

## 10 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、選定委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

## 11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要した費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 書類等の作成に用いる言語、通貨、及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、資料並びに提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (4) プレゼンテーションの集合時刻に集合しない場合は、失格とする。
- (5) 提出書類の提出期限後においては、原則、記載された内容の変更を認めない。
- (6) 提出書類については、返却しない。
- (7) 提案書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、三原市は本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合には、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 仕様書に記載の内容については、業務を進めていく上で、軽微な変更を行う場合がある。
- (9) 優先契約交渉事業者を特定後の契約手続きは、三原市契約規則（平成17年三原市規則第63号）による。
- (10) 提出された企画提案書等については、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成17年条例第12号）に基づき公開する。
- (11) 参加申込者が1者のみの場合は、プレゼンテーションを行った上で、本委託業務を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し、選定する。

## 12 問い合わせ・提出先

〒723-0014 広島県三原市城町1丁目2番1号

三原市教育委員会教育振興課 担当：岡本、三信

TEL：0848-67-6151（直通） FAX：0848-67-5912

E-mail：kyoikushinko@city.mihara.hiroshima.jp